

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和元年七月二日から施行する。

令和元年八月十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 田 出 高

一の表51の項中「小松島市和田島町浜塚132—3」を「小松島市大林町北浦21番地1」に改める。

一の表中59の項及び60の項を削り、61の項を59の項とし、62の項を60の項とし、63の項を61の項とし、同項の次に次の一項を加える。

62	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1
----	----------	--------------

一の表中64の項を63の項とし、65の項から130の項までを一項ずつ繰り上げ、131の項の前に次の一項を加える。

130	介護老人保健施設 センターガイレッジ	美馬市脇町字拝原1354番地5
-----	--------------------	-----------------

一の表中91の項を93の項とし、56の項から90の項までを二項ずつ繰り下げ、同項の前に次の一項を加える。

57	カービス付き高齢者向け住宅百々家公園前	美馬市脇町馬木1176—2
----	---------------------	---------------

一の表中55の項を56の項とし、21の項から54の項までを一項ずつ繰り下げ、20の項の次に次の一項を加える。

21	介護付き有料老人ホームエクスレント徳島	徳島市南矢三町1丁目7番地51
----	---------------------	-----------------

四の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とする。